

【自由研究発表】

スポーツ審判の法的問題に関する研究

吉田勝光
(松本大学)

1. 研究の目的

スポーツに審判（以下、「スポーツ審判」という）は欠かせない。ゴルフのような自己申告制のものもあるが、極めて例外的である。また、スポーツの質は、審判の良し悪しに影響されるところ大である。審判のレベルは、その国の競技のレベルに比例するとも言われている。近時、審判をめぐって、様々な問題が社会的に大きく取り上げられ、国際的にも、国内的にも話題を提供している。

ところで、過去にスポーツ審判を対象とした研究は、体育学的観点や社会学的観点、医学的観点等からの研究を含めれば相当数存在する⁽¹⁾。しかし、法的観点から検討する研究成果は極めて少ない。しかも、それらは、特定のテーマを取り上げるか、又はシンポジウム等で付隨的に触れられる程度（選手が主体で、審判は関連して議論）であった。審判をめぐる法的問題を、横断的に取り上げ、考察する研究成果は見当たらないようである。そこで、本研究では、日本国内に関するものを中心につつ、法的問題を取り上げ、それらを概観しようとするものである。

なお、本研究では、スポーツ審判とは、スポーツにおいて、当該スポーツ種目におけるルールに従って、個々のプレー又は勝敗等について、一定の判断を示す権限を与えられた者を指すこととする。これらには、「審判」「審判員」「レフェリー」「アンパイア」「行司」等、様々な呼称がある。本研究では、基本的には、スポーツ審判の用語を使用するが、適宜「審判」

の表記や当該スポーツの審判相当職の呼称を用いる。

2 社会的に問題とされ、又は注目された事項

まず、最近のスポーツ審判をめぐる社会的状況を概観する。以下は、最近約5年間（2002年11月1日～2007年11月30日）の新聞報道を中心的に整理し、分類したものである。

（1）審判の資格

審判資格の拡大と年齢制限が話題となった。教員が指導者であると同時に審判員の役もこなしているのが学校部活動の現状である。教員の高齢化が進み、審判員の確保、教員の負担軽減が必要となった。そこで、サッカーは、審判員の資格を1998年から中高校生まで拡大したところ、最近では、国際主審への夢を持つ高校生も出てきている⁽²⁾。また、日本学生野球協会は、元プロ野球審判員が、高校や大学のアマチュア野球の試合で審判を務めることができるように、日本学生野球憲章に新規定を追加した⁽³⁾。他方、国際審判の定年は45歳であるが、W杯ドイツ大会で3位決定戦を担当した上川主審（当時43歳）は、翌年の国際連盟による国際主審候補者として登録申請を行わなかった⁽⁴⁾。同氏は、Jリーグの主審の定年は50歳であるが、ひざの故障もあって審判活動から引退した⁽⁵⁾。

（2）審判の待遇等

プロ野球の審判員が加盟する連帶労組・プロ野球審判支部は、2003年3月、コミッショナー事務局でセ・パ両リーグと団体交渉を行った。年俸のベースアップ等の要求に対し、当局側がゼロ回答をしたため、公式戦開幕戦からのストライキ権行使も辞さないことを初めて通告した⁽⁶⁾。結局ストライキ権行使はなかった。しかし、同年末の契約更改交渉では、パ・リーグの審判員は、平均1.5%の昇給率で全員更改したもの、セ・リーグの審判員は、昇給率の低さ（2%強）でもめた⁽⁷⁾。

Jリーグが発足した1993年以降も審判はアマチュアのまま（多くが学校の教員）であったが、ようやく、専門職としての「プロ審判員」の養成を制度化するに至った⁽⁸⁾。2006年から、1人加わって、プロ審判員は

6人となった⁽⁹⁾。ラグビー界も、2007年度から1人をプロ化することを発表した⁽¹⁰⁾。

（3）判の責務と権限

審判の責務について、2004年7月の名古屋場所・朝昇龍対琴ノ若戦について問題となった。琴ノ若の投げで朝昇龍の体が裏返しとなり天井を向く形になった。物言いの後、結局取り直しとなった。「その決着について判定を棚上げにして、取り直しとしたので興ざめだ」と述べる評者もいる⁽¹¹⁾。審判間の判断の差についてみると、J1審判の警告・退場数を調べると、「プロ」の審判は多い⁽¹²⁾。判定（特にストライク・ゾーン）の広狭についても、プロ野球パ・リーグ審判は厳しい⁽¹³⁾。元・広島カープ捕手の衣笠祥雄氏は、審判間に判定上の差があることを認めている⁽¹⁴⁾。特定の競技者やチームへの有利な判定も問題となる。WBC（ワールド・ベースボール・クラシック）では、地元チームの米国に有利な判定が行われた。日本対米国戦で3塁走者が行ったタッチアップを、主審が早すぎるとして、最初にセーフと判断した2塁塁審の判定を覆し、また、メキシコ対米国戦のポール直撃弾を2塁打と判定した⁽¹⁵⁾。

（4）誤審

審判の判断が最終的であることはスポーツ界のが常識である。例えば、『公認野球規則（2007年版）9・00審判員 9・02審判員の裁定（a）「審判員の判断に基づく裁定は最終のものである」と規定する。したがって、たとえ誤った判断（判定ミス、採点ミス）であっても、覆ることは想定されていない。しかし、実際には、判定いかんにより勝敗の行方が逆転することもあることから、誤審は社会的に話題とされることが多い。次のように多くの例を示すことができる。

プロ野球のヤクルト対横浜戦で、ラミレスの中堅への飛球を本塁打とミスジャッジをし⁽¹⁶⁾、高校野球埼玉県大会で四球を「3ボール」とした⁽¹⁷⁾。サッカーでは、全国高校サッカー選手権岡山県大会（水島工業高校対作陽高校戦）では、ゴールラインを割っていたのにゴールを認めなかつた⁽¹⁸⁾。関東大学ラグビーの慶大対帝京大戦で、ロスタイム表示にミスがあり、ロスタイムが半減し、慶大が3点差で敗れた⁽¹⁹⁾。陸上審判員が周回計測ミ

スをしたため、2種目で再レースが行われた⁽²⁰⁾。

(5) 誤審防止

日本では、次の対策が検討された（審判養成等による誤審防止は次項）。誤審を防止するために、映像（ビデオ）の導入が各種スポーツで検討されてきている。柔道では、男子柔道の嘉納杯国際大会で、判定の材料としてビデオが試験的に導入されることになった⁽²¹⁾。全日本柔道連盟は、国際ルールである審判委員制度とビデオによる確認を、国内ルール（講道館柔道試合審判規程）にも導入することを決めた⁽²²⁾。

プロ野球では、巨人対ロッテ戦で本塁打が3塁ベースの踏み忘れて取り消された問題で、巨人の清武球団代表は、映像資料も添付して抗議書をセ・リーグ連盟に提出した。映像があったからアピールできたとして、判定へのビデオ導入も改めて提言した⁽²³⁾。プロ野球実行委員会は、2007年春のオープン戦に限り、判定が難しい本塁打について実験的に判定補助としてリプレー映像を活用することとした⁽²⁴⁾。

ビデオ以外の誤審防止策も検討され、新しい組織体制・人的配置や用具の工夫の動きもある。日本体操協会が、体操及び新体操の国内大会で適正な採点が行われるように監視する上級審判部を新設することを決定した⁽²⁵⁾。上記全日本柔道連盟の審判委員制度の採用もその一つである⁽²⁶⁾。プロ野球実行委員会の小委員会である事業委員会は、判定トラブルが多発したことから審判の評価委設置を検討することとなった⁽²⁷⁾。

また、日本サッカー協会第2種大会部会は、第81回全国高校選手権の9会場のうち、2会場のゴール形状が、岡山県決勝で使用していたものと同じであったことから、同様の誤審を避けるために、シュートしたボールが支柱ではね返らないように、衝撃を吸収する帶状の布を取り付けることを決めた⁽²⁸⁾。

(6) 審判技術の向上・審判の育成

プロ野球の12球団監督会議では、前半戦で判定をめぐるトラブルが目立ったため、セ・リーグを中心に審判の技術、質向上を求める意見が相次いた⁽²⁹⁾。高校野球では、全国高等学校野球選手権大会（地区予選）前に各地で審判講習会が開催されている⁽³⁰⁾。

サッカーでも、アジアの審判の技術のレベルが向上しないこと⁽³¹⁾、プロ審判の育成が遅れていること⁽³²⁾を憂慮し、様々な試みが行われている。日本サッカー協会は、2003年プロ審判育成カレッジを設立することとし⁽³³⁾、JFAレフェリーカレッジの第1回講習会が2004年1月にスタートした⁽³⁴⁾。また、Jリーグは、プロ審判に対して合宿を実施した⁽³⁵⁾。日本サッカー協会は、選手の育成で効果をあげたトレーニングセンター制度を審判にも適用することとし、全国規模で立ち上げることを決めた⁽³⁶⁾。

日本トップリーグ連携機構でも、スポーツ種目の枠を超えて審判研修を実施し、9リーグから40人が参加した⁽³⁷⁾。

(7) 審判の八百長・不正関与

この種の事件は、日本では余り見られず、海外に多い。日本では、八百長の事件は見当たらなかったが、審判に不正（特定の者への有利な判定）を行うよう圧力をかけたと疑われる事件があった。2005年3月、日本ボクシングコミッション（JBC）は、JBC中部地区事務局事務局長を無期限職務停止とした。特定のジムの選手を勝たせるように審判に再三命じていたとの疑惑が持たれたためである⁽³⁸⁾。

(8) 審判の事故

審判が、試合等で事故に遭遇することがある。例えば、2005年7月には、少年サッカーの試合後に審判が呼吸困難に陥り、病院に運ばれたが、熱中症で死亡した⁽³⁹⁾。

(9) 審判に対する加害行為

審判への加害行為は、批判・侮辱的発言・不満・暴力等様々である。審判への批判としては、2007年秋季リーグ戦で、早大の応武監督が、優勝を争った早慶戦の際に、審判批判を繰り返した事件がある。同監督は、サヨナラ負けした試合後、ストライク、ボールの判定について批判をしたというものである⁽⁴⁰⁾。また、2005年のプロ野球日本シリーズ第1戦・ロッテ対阪神戦が、濃霧でコールドゲームとなつたが、阪神ファンは「最後まで試合やれ」と怒声を浴びせた⁽⁴¹⁾。依然、審判への暴力行為はなくならず、上記連帯労組・プロ野球審判支部は、2002年11月の日本野球機構との団体交渉で、審判員への暴力行為をなくしてほしいと訴えた。同年、審判

員への暴力行為で7件が退場処分になっている⁽⁴²⁾。

(10) 審判の選考

アジア・サッカー連盟（AFC）は、2006年のサッカーW杯ドイツ大会から主審と2人の副審を同じ国の中の審判員で構成するとの国際連盟の方針に反対するとの声明を発表し、同時に各試合の審判員は同じ国からではなく、同じ地域から選出して構成する方法を提案した⁽⁴³⁾。同大会の主審の最終選考会が、44人の候補者が体力測定や筆記試験を受け、終了した。日本からは、前回の日韓大会で主審を務めた上川徹氏が参加し⁽⁴⁴⁾、主審に選ばれた⁽⁴⁵⁾。今大会から、同じ大陸連盟の主審、副審2人が3人1組の審判団を構成することとなったが、円滑な意思疎通で正確なジャッジを目指すことが目的であった⁽⁴⁶⁾。誤審がその後の選任に大きく影響する。国際レスリング連盟は、女子レスリング世界選手権の浜口京子戦で不可解な判定をした審判を五輪の審判から除外した⁽⁴⁷⁾。

(11) 審判の行う加害行為

審判は、選手や観客から被害を受けるケースが多いが、ときに加害者となることがある。松山の私立高校の教師が愛媛県迷惑防止条例違反容疑で逮捕された。路上でみだらな言動を行ったもので、愛媛県高校総体では走り幅跳び等の跳躍種目の審判責任者であった⁽⁴⁸⁾。札幌学生野球連盟の幹部審判員が、審判控室を訪れた大学野球部女子マネージャーの尻を手で触れたため、セクハラを疑わせる行為として、厳重注意を受け、同シーズンの残り試合を謹慎とする処分を受けた⁽⁴⁹⁾。

(12) 審判の処分

審判は、その職にふさわしくない行為等があった場合に処分を受ける。例えば、プロ野球のセ・リーグ審判部長が、ラミレス（ヤクルト）のセンターへの飛球を本塁打とミスジャッジしたことに対し厳重戒告処分を受けたり⁽⁵⁰⁾、プロサッカー審判の家本主審に、日本サッカー協会審判委員会は、判定に一貫性が無いとして、1か月の研修期間を与え、Jリーグの審判を割り当てないことを決定したこと⁽⁵¹⁾がある。

(13) 審判と広告・スポンサー

日本ラグビー協会とNHKは、2005年2月の日本選手権の放送に関する

協定書を取り交わしており、そこには、マスメディアの社名をジャージーの胸に入れることを禁止していた。NHKは、準々決勝・トヨタ自動車対早大戦を生放送で予定していたが、審判員が着るジャージーの胸に新聞社名が入っていたので、急遽放送時間を翌日の録画放送に変更した⁽⁵²⁾。その後、NHKは、一転、視聴者からの要望で、生放送をすることを決めた⁽⁵³⁾。当初の予定通り、準々決勝は生中継された⁽⁵⁴⁾。NHKは、準々決勝では、審判員の胸に付いた新聞社名を写さないように工夫をしていた⁽⁵⁵⁾。その後の準決勝、決勝も朝日新聞の社名を審判員のジャージーに付けたまま生中継することで決着した⁽⁵⁶⁾。サッカーJ1チームの大分のユニフォームには、契約交渉がまとまらず、スポンサーが決まらなかつたため、開幕戦はロゴがないこととなつた⁽⁵⁷⁾。また、中学校スキーでは、費用不足をまかなうために、全国中学スキー大会でのゼッケンスポンサーの導入を特例として決めた⁽⁵⁸⁾。

(14) 女性審判

アジアで初の世界女性スポーツ会議が2006年5月に熊本市で開催された。指導者のみならず、審判についても女性比率が低く、日本オリンピック委員会（JOC）によれば、JOCと日本体育協会に加盟する100余の競技団体等に登録された女性の指導者及び審判は16%に留まる。この傾向は、日本にも限らない。国際オリンピック委員会（IOC）は傘下の団体で女性役員を全体の2割以上に増やす目標を掲げたが、その期限であった2005年を経過しても、IOCを含むほとんどの団体で達成できていない⁽⁵⁹⁾。同記事が指導者のみならず、審判にも言及していることは注目に値する。

3 審判に関する法的問題

以下では、法的問題となりうる主な事項又は関連事項を取り上げ、若干の検討をしたい。

(1) 審判の資格に関して

審判資格の拡大、年齢制限とも、基本的には、各スポーツ団体の裁量に

任されるところである。しかし、後掲の女性審判の問題にも関わるが、女性審判を認めないことについては、男女共同参画社会の実現を志向する現在、問題が提起されるところであろう。また、女性審判に関して、女性のスポーツ活動の指針としての「ブライトン宣言」を取り上げている⁽⁶⁰⁾。そこでは「性差別の撤廃」がうたわれている。1994年の各国のスポーツ政策に携わる人々が英国で開催した世界女性スポーツ会議で採択されたものである。女性審判の排除をする場合は、法的問題を生じる可能性がある。

(2) 審判の法的立場について

以前は、選手のケースに始まって、審判も労働者としての権利（団体結成権、ストライキ権等）が問題とされた。現在では、プロ野球の審判については、団体を結成し、団体交渉を行い、ストライキ権の行使をすることが待遇改善等に使われるようになった。

Jリーグの選手はプロであるが、審判は、ほとんどがアマチュアである。スペシャルレフェリーを除いた審判の報酬は、J1で1試合につき主審12万円、副審6万円、J2で主審6万円、副審3万円支給されている⁽⁶¹⁾。このなかには、公立学校の教員もいる。ところが、教育公務員特例法17条は、公立学校の教員の兼職・兼業を承認事項としている。しかも、単に任命権者の承認を得れば良いのではなく、「教育に関する・・・他の事業に従事することが・・・本務の遂行に支障がないこと」を任命権者が認めることが必要である。サッカーのJリーグ審判を行うことが、「教育に関する・・・事業」に当たるかが問題となる。もし、当たらないのであれば、仮に、任命権者が承認しても違法になる可能性を否定できない。日本サッカー協会は、4年後までには、Jリーグの主審全員を実質上のプロであるスペシャルレフェリー（SR）にする計画である⁽⁶²⁾。副審は、従来どおり、学校の教員が多いということがあるので、Jリーグ審判のSR化によりこの問題が片付くということではない。

(3) 審判の責務と権限について

サッカーのスペシャルレフェリー（SR）・吉田寿光氏は、反則の判断をすることについて触れる中で、「審判は、忠実なルールの番人であるべきか、ルールはガイドラインに過ぎず、試合の流れや状況に応じて柔軟に

判定すべきか」ではなく、状況に応じて両方できなければいけない、と述べている⁽⁶³⁾。審判間の判断の差やホームタウンディシジョンも問題となろう。審判には、適正・公平な判定が責務とされているが、しかし、ある程度やむを得ないものとの認識がスポーツ界にはある⁽⁶⁴⁾。

(4) 誤審について

アテネ五輪・男子体操（個人総合）での採点ミスで、韓国チームがスポーツ仲裁裁判所（CAS）に提訴した⁽⁶⁵⁾。同様の事態が日本国内の選手の競技で生じた場合、選手は、日本スポーツ仲裁機構（JSAA）に仲裁の申立てができる（日本スポーツ仲裁機構スポーツ仲裁規則2条1項）。また、誤審について、その後適切な誤審防止対策を講じなかった場合には、法的問題の生じる可能性も否定できない。

(5) 審判の八百長・不正闘争について

八百長の場合は、詐欺罪が成立する可能性が考えられる。また、不正な判定を行うために買収に応じた場合には、審判員は、賄賂財の主体である公務員に該当しないので、賄賂罪の成立の余地はないと考えられる⁽⁶⁶⁾。

(6) 審判の事故について

審判が、試合等で審判活動をしている際に事故に遭遇することがある。試合中又は直後に熱中症で死亡したり、審判員に雷が落ちる事故が発生した場合等は、一般的には、自己責任であるが、ケースによっては、主催者の法的責任が問題となることも考えられる。審判研修中の事故等に関する法的問題の発生が考えられる。

(7) 審判に対する加害行為について

審判への批判は、許されないといわれる。審判の判断は最終的なものであるとルールとして規定されている場合もある。そのスポーツ団体が決めたルールである以上、尊重されなければならない。しかし、批判したから、直ちに法的責任が生じるというわけではないと考えられる。法の予定する違法性の存在が前提となる。暴力については、その程度にもよるが、刑法の適用される余地は十分にある。

(8) 審判の選考について

最近の審判の選考への関心は高い。黒子から晴れの舞台へ。国際審判

等は、「夢」と思われるようになってきた。したがって、W杯レベルだと、審判は誰が担当するか、社会的関心が高い。いずれは、その選考について、選手の選考と同じように、選考の仕方について、公平性のみならず、手続や選考内容の透明性が求められるようになるであろう。

(9) 審判の行う加害行為に関して

審判は、選手を侮辱してはならないことは、選手が審判を侮辱してはならないのと同じである。これまでスポーツ現場での侮辱行為について、刑法231条（侮辱罪）が適用されたことは、聞き及ばない。所属団体からの処分は当然ありうる。セクハラに至っては、団体内の処分に留まらず、迷惑防止条例、強制わいせつ罪（刑法176条）、公然わいせつ罪（同法174条）等の適用を免れない場合もある。

(10) 審判の処分に関して

競技者や競技支援者（コーチ、トレーナー等）は処分に不服があれば、日本スポーツ仲裁機構に申し立てができる。しかし、審判は、競技支援者にも含まれず、申し立てはできない。その取り扱いについては今後の課題であろう。

(11) 審判と広告・スポンサーに関して

審判員のジャージーに企業のロゴマークが入っていることも珍しくは無い。日本ラグビー協会とNHKとのラグビー日本選手権の放送に関する問題は、両者の協定書と日本ラグビー協会と朝日新聞社との広告契約との二股契約の問題である。これらを始めとして、広告契約、スポンサー契約に関する問題（契約違反に基づく損害賠償責任等）が生ずる。

4 むすび

最近の社会的状況を通して、スポーツ審判と法との関係について概説的に整理分類し、若干の考察を行った。その結果、社会的関心事のうち法に密接に関わるテーマ、法的問題に発展する可能性のあるものが少なからず存在することが明らかになった。今後は、本研究で指摘し得なかつた法的問題点を更に発掘するとともに、ここに掲げた法的問題点をできるだけ掘

り下げ、多数のスポーツ関係者に研究成果を提供することが期待される。それが、スポーツ審判の地位の向上、ひいてはスポーツの更なる発展へとつながるであろう。

本研究では、法的な問題の概観に留まったが、スポーツ審判に関する課題は多い。スポーツ審判の重要性、諸問題の多様さに照らせば、将来的には、スポーツ審判に関する総合的、かつ体系的研究、すなわち「スポーツ審判科学」を経て「スポーツ審判学」とでもいうべき学問分野の確立が求められているといつてよい。

【注】

- (1) 例えば、高岡治・渡辺良隆「体操競技における審判員の採点の妥当性について—採点を行う位置と演技の得点水準が審判員の評価に与える影響」『スポーツ方法学研究』10巻1号1-9頁、塙脇伸作「採点競技と審判員（スポーツのルールを考える＜特集＞）」『体育の科学』33巻7号496頁、真下一策・石垣尚男・遠藤文夫「プロ野球審判員のスポーツビジョン検査」『臨床スポーツ医学』12巻10号1187頁。
- (2) 中国新聞2003年2月1日。
- (3) 読売新聞2006年2月18日。
- (4) 日本経済新聞2006年10月24日。
- (5) 東京新聞2007年1月12日。
- (6) 産経新聞2003年3月6日。
- (7) 神戸新聞2003年12月26日。
- (8) 北海道新聞2003年3月8日。
- (9) 読売新聞2005年1月15日。
- (10) 日本経済新聞2007年3月9日。
- (11) 東京新聞2004年7月13日。
- (12) 日本経済新聞2004年3月29日夕刊。
- (13) 日本経済新聞2005年6月19日。
- (14) 朝日新聞2005年5月31日。
- (15) 朝日新聞2006年3月18日。
- (16) 日本経済新聞2003年5月2日。
- (17) 毎日新聞2005年7月24日。
- (18) 日本経済新聞2003年11月15日。
- (19) 每日新聞2006年10月30日。
- (20) 熊本日日新聞2006年11月12日。
- (21) 東京新聞2006年1月14日。
- (22) 朝日新聞2006年6月21日。
- (23) 日本経済新聞2006年6月14日。
- (24) 産経新聞2006年10月3日。

- (25) 東京新聞2003年4月5日。
- (26) 朝日新聞2006年6月21日。
- (27) 日本経済新聞2006年9月29日。
- (28) 東京新聞2002年12月13日。
- (29) 毎日新聞2006年7月21日。
- (30) 朝日新聞2005年6月20日。
- (31) 日本経済新聞2003年1月12日。
- (32) 産経新聞2007年1月17日。
- (33) 新潟日報2003年4月11日。
- (34) 每日新聞2004年1月11日。
- (35) 東京新聞2005年2月16日。
- (36) 産経新聞2007年1月19日。
- (37) 熊本日日新聞2006年8月29日夕刊。
- (38) 每日新聞2005年3月5日。
- (39) 読売新聞2005年7月19日。
- (40) 日本経済新聞2007年11月2日。
- (41) 每日新聞2005年10月23日。
- (42) 読売新聞2002年11月27日。
- (43) 産経新聞2003年1月19日。
- (44) 日本経済新聞2006年3月25日。
- (45) 信濃毎日新聞2006年4月25日。
- (46) 朝日新聞2006年6月7日。
- (47) 日本経済新聞2007年11月16日。
- (48) 愛媛新聞2005年6月8日。
- (49) 每日新聞2007年10月2日。
- (50) 日本経済新聞2003年5月2日。
- (51) 朝日新聞2006年9月13日。
- (52) 東京新聞2005年2月12日。
- (53) 日本経済新聞2005年2月12日夕刊。
- (54) 産経新聞2005年2月15日。
- (55) 東京新聞2005年2月15日。
- (56) 東京新聞2005年2月16日。
- (57) 每日新聞2005年3月3日。
- (58) 信濃毎日新聞2005年3月5日。
- (59) 朝日新聞2006年8月1日。
- (60) 朝日新聞2006年8月1日。
- (61) 朝日新聞2005年11月8日。
- (62) 産経新聞2007年1月17日。
- (63) 朝日新聞2006年2月14日。
- (64) 岡田発言「スポーツ・文化・教育の風・フランス、日韓、そしてドイツ・・・岡田武史&太田章がW杯を語る！」④『季刊教育法』139号66頁。
- (65) 每日新聞2005年10月11日。
- (66) スポーツ問題研究会編「Q109 審判の買収と犯罪」『Q & A スポーツの法律問題（改訂

増補版）』民事法研究会、2003年、291頁。

追記

本研究発表後に、ハンドボール北京五輪予選における「中東の笛」問題が起き、審判なし判定への関心が一気に高まった。この問題の検討は後日としたい。